

太田 健一 著

『日本地主制成立過程の研究——近畿型地主経営の分析——』

勝 部 真 人

I

近世における地主制研究は地主制それ自体を取りあげるといふよりは村落共同体・農民闘争などとの関連において追求され、地主制研究の拡散化の傾向が久しく続いてきたと言わねばならない。現在それらの成果や商業史・工業史における成果を踏まえて地主制の問題を考え直す時期にきているのではなからうか。

近代の地主制研究においても主調は地主制後退期の問題が専ら扱われており、明治初・中期における地主制研究の残された課題も多い。

こうしたなかで最近太田健一氏の著になる『日本地主制成立過程の研究——近畿型地主経営の分析——』が上梓された。氏は岡山県をフィールドにして多年研究を積み重ねる貴重な成果を次々に公表されてこられたが、本書はその集大成であると言えよう。本書は同県を中心に近世から明治中期という長期の時代の地主制を扱ったものであ

り、かつ非常に幅広い成果を反映したものであるが、右の状況を考えれば大変意義のある試みと言わねばならない。また著者が発表されてこられた論文のうち現在では入手困難なものも本書に生かされており、私を含めて後学の者にとっても本書の発刊は大変喜ぶべきことである。浅学にもかかわらず私がその紹介をさせていただくのもそのような気持ちからである。

II

本書の構成はつぎのとおりである（項は省略）。

第一章 農民的商品生産の展開とその特質

第一節 国内市場の造出過程

第二節 商業的農業Ⅱ綿作の展開

第三節 農村工業Ⅱ綿織物業の展開過程

第四節 明治中期富農経営の分析

第二章 農民的商品流通の展開と領主規制

第一節 実綿・繰綿の商品流通と領主規制

第二節 木綿織物の商品流通と領主規制

第三節 小倉織物の商品流通と領主規制

第三章 農民層分解と地主制の生成

第一節 農民層分解の地域的様相と基本形態

第二節 岡山藩南部における農民層分解の様相

第三節 興除新田の開発と地主制の生成

第四節 福田新田の開発と地主制の生成

第四章 地租改正と地主的土地所有

第一節 藩体制と地主豪農層

第二節 地租改正と豪農層

第三節 寄生地主制の成立過程(一)―興除・福田新田の分析―

第四節 寄生地主制の成立過程(二)

第五章 資本制生産の展開と地主制

第一節 資本制生産の展開

第二節 地代の資本転化

III

内容が非常に多岐にわたるので、その紹介は論の展開に沿う形に
思い切って整理したい。触れえぬ部分が多々あるが、この点御寛恕
いただきたい。

本書の目的は「まえがき」で述べられているように、明治天皇制

国家の成立過程を必然化ならしめた「経済的基礎過程とその構造、
ならびにその発展方向、及びそれをめぐる諸勢力・諸階級の対抗関
係」を解明することにある。その方途の一つとしての地主制成立過
程の解明を行うとされる。

まず第一―三章では、幕藩体制下における農民的商品生産・商品
流通の進展度を農民層分解と関連させて検証し、加えて地主制の生
成過程を分析されようとする。

第一章では農民的商品生産の展開が検討され、まずその理論的前
提として国内市場の形成が扱われる。つづいて備前・備中の南部各
地における綿作の展開を中心に確認されたのち農村工業における商
品生産たる綿織物業の展開を検討される。備前児島郡では寛政年間
に小倉織・真田織が始められ、化政・天保期段階に隆盛を見る。こ
の段階の機業形態は、農民の独立的・副業的・副業的・副業的・副業的
工業、「多人数下女ヲ召抱」え一定作業場での生産形態をとる「産
業資本の端的形態」の三形態を確認される。ことに文政六年の児
島郡名主中の大庄屋宛歎願書は甚だ興味深い。すなわち小倉雲斎織
出し、足袋職において「下女下男召抱」え高給銀を支給するため
に、「可召抱奉公人不自由」・小作人離反などにより散田手余地が
増加するとともに地主富農層の農業経営上に大なる支障をきたした
のである。著者はこの史料を、農業経営の危機・農村構造の危機を
迎えた地主富農層が「その主要な原因たる零細貧農層を吸収した生
産様式の発生に対して、その撤廃を主張し反撃した」ものであると
される。

こうした織物業の発展に対し、農村における前期的資本の進展とその産業資本への転化を阻止せんとした藩当局の政策が天保一二年三年に相次いで出される。即ち天保改革の一環として機業統制が実施され、マニユ・問屋制家内工業を厳禁して独立的・副業的家内工業に転化せしめようとした。岡山藩の天保改革ではこの他に株仲間解散、職人賃銀の公定、農村実態調査、居商・ざるふり商の統制など実施されたことが明らかにされている。これ以後機業統制の禁令は見られないが、嘉永期に藩専売制を施行して織元・問屋という流通ルートの確立を志向したとされる。しかしこうした強圧策は藩当局の弱体性と相俟って効力を失い、生産面では独立的・副業的家内工業とともに問屋制家内工業が共存したことを明らかにされる。他に備後・安芸・防長地域の従来成果に拠りながら織物業の展開を確認されたのち、資本制生産展開の各段階をまとめられる。

寛政〜天保期 在郷商業資本の成立

幕末〜明治初年 在郷商業資本の事実上の資本制化の展開（問屋

制家内工業の一般的展開）

明治一〇〜二〇年代 マニユフアクチュアの展開

明治二〇年代後半〜大正初年 機械制工業の展開（産業資本の確

立）

第四節では前節までと趣を異にし、貴重な史料である『明治二二〜二三年自作地実取穫及び該耕作ニ対スル実費明細調』に依拠して、明治中期段階における上層農家一八戸の生産力水準、経営状況が解明される。特徴的な点がいくつかあるが、例えば、何らかの形で

商品流通と接触、米反収の高水準に比し綿反収の水準低下、金肥・労働力の田方への集中的投下、土地生産性追求を内容とする小農経営の特質の貫徹、明治二〇年代後半よりかかる富農経営は次第に消滅する、などである。

第二章では農民的商品流通として、実綿・繰綿、白木綿、小倉織が扱われる。順に見てゆこう。実綿・繰綿は、享保一六年藩が壮大な集荷機構を構築するが、これは元禄・享保期に農村に発生した大方商人を一時把握したとされる。宝暦・天明期に至って農民の商品生産を背景にした在町 \parallel 在方商人が繁栄し、脇売買によって城下町特権商人中心の流通機構を漸次破綻せしめたという。安永〜文政期の農民層分解の急激な進行により零細土地所有者が在方商人となるが、文化期においては非常に零細な土地所有（一〜二石）が在方商人として存在していることが確認されている。彼らは近隣の地主・高利貸資本 \parallel 銀主から融資をうけて大規模な商業経営を行うことが可能であったが、商業利潤の大半は銀主に吸収されていたという。こうした在方商人は文政八年から嘉永四年にかけてしだいに問屋化してゆくのが一般的傾向であったとされる。

一方、藩は自生的に成長した綿作の発展成果を掌握し繰綿の領外輸出の振興によって正金銀獲得を企図し、嘉永五年下津井会所を設置し翌六年から専売制を実質的に開始した。しかし翌年早くも下津井会所が休会に至り旧態に復した。この原因は低価格強要 \rightarrow 生産者の離反 \parallel 密売と専売の対象を繰綿に限定したことが集荷量の低減を招いたこととされる。さらに慶応元年四会所を設けて実定された

専売制も一年余にして破綻したという。

ここで著者は実綿・繰綿流通に因りてまとめられる。宝暦・天明期には、それまで主流であった城下中心の領主的商品流通に対し農村を基盤にした(在町中心の)農民的商品流通が凌駕するに至る。その担当者である在方商人層の発展は化政期に極点に達する。この段階の在方商人は農民の小商品生産の発展の上に立脚しつつも、仲間組織を通じて領主規制をうけつつ、他方ではより大きな商業高利貸資本(児島郡野崎家、日笠家や倉敷大原家などの新儀商人に代表される地主家農層)に銀主に掌握されていた。嘉永期にはじまる藩専売制はそのような在方商人層を下部機構に組み入れ、農民的商品生産の成果を掌握せんとしたものであった。在方商人層は生産者農民と共に専売仕法の改変を要求し弛緩せしめてゆくが、同時に問屋化によって次第に農民の商品生産の代表者たるの地位を失い、藩当局に掌握されてゆきその活動を弱めてゆく。こうして生産者農民は、流通面においては藩当局と在方商人層、生産面においては前貸支配をおこなう商業高利貸資本との矛盾を深めてゆくとされる。

白木綿の流通統制は文政九年に始まると推定されているが天保期に忍売りなどで動揺し、弘化元年毛綿会所を設置して専売制実施にふみきつた。弘化三年には農村に対し「軒別ニ一ヶ月木綿売反つ、織出」すことを命じその補充策としたが、抜け荷などにより安政三年専売制を廃棄、領外移出の自由を認めた。

小倉織の流通も嘉永二年専売制を施行し、会所を通じて集荷し領内配給・領外移出の一部を独占しようと画策した。弘化・嘉永期に

においては農民の商品生産を背景に展開してきた在方商人層が、小倉物の「商品販売ルート」の無秩序・無權威に起因する市場価格の低廉化、「藩外商業資本(大坂問屋が中心)の圧迫」によって藩権力との付着を志向したとされる。一方領主権力の側においても、藩札価格の維持・財政再建などのために領外正貨を獲得せざるを得ず、商業資本との結合による専売制実施の内的必然性があったことを指摘される。しかしこの専売制も、生産者と商業資本の密接不離なる関係打破までは至らず小倉商人の密売買・生産低下という事態によって統制が弛緩する。安政三年にその仕法替を実施、会所を廃して村役人に任務を代行させ、問屋に大坂売り・遠国売りをさせる体制に移したが、備中売りなど抜け売りが跡をたたく慶応二〜三年に大坂市場における極度の不振に不捌の状態をきたし、明治元年には勝手売捌許可に至った。

第三章では農民層分解について、まず地域性を考慮しつつ理論的な見通しが与えられる。「地主的土地所有は封建制から資本制への移行期に成立する過渡的のウクライドであり、一定のブルジョア的発展を前提としそれとの絡み合いの中で展開する半封建的土地所有・前期資本である」とまず本質規定をされる。そして過渡的のウクライドとしての地主的土地所有の起点は「ブルジョアの発展との関連の下に」ともとめるべきとされ、一八世紀中期以降の小商品生産の展開、社会的分業の進展のうえに質地小作の清算された形態として展開する第二次名田小作にその起点を求められ、津田秀夫氏の説への賛同を表明される。

そのうえで岡山藩南部における農民層分解の様相を検討される。
児島郡藤戸・味野両村の各時期についての指摘を整理していこう。

慶長—元禄期—無高層の放出・少数高持層への土地集積、中農層の着実なる増加。

元禄—享保期—零細無高層の小作人への転落および余業への傾斜

Ⅱざるふり商人化、中農層の農業部門における胚芽の利潤形成。

安永—化政・天保期—少数豪農に対立して多数の零細貧農層発生。かかる地主小作分解を基軸としつつも他方において資本関係—産業資本のための内部市場創出。

他所の記述から見ても、著者は安永—文政（化政・天保）期を農民層分解の画期と見ておられる。

つぎに第三・四節においては地主制の生成過程を興除・福田両新田において検討される。興除新田は文政六年開発完了、約五六六町歩、その八割が地主豪農層・商業資本に所有され前期的資本の寄生地主化を確認される。その系譜により(1)商業資本、(2)地主豪農層の二類型に区分されるが、後者に星島・日笠家などが含まれる。福田新田は嘉永四年完成、五四三町歩（見面積六五二町歩）、うち野崎家は六一町余を所有した。同家は四年後一三三町余まで所持地をふやしているが、その地主小作関係の特徴点は、(1)小作人の六割が出作者である、(2)「当作敷銀」として反当銀三〇匁程度を野崎家に納入、(3)小作人は「地普請銀」を貸与され「地発し」の義務をもつ、(4)見取米（検見）制による小作料の決定、(5)引米・未進が多い、(6)ゆえに低免にもかかわらず貢租は実納小作料の過半をしめる、などである。

▲書評▼『日本地主制成立過程の研究』（勝部）

る。安政六年一〇月地主層は寄合協議の結果、(1)見取方を高見にする、(2)見取方配分を従来の地主四・小作人六から地主六・小作人四とする、という二点を小作人に通達したことから、新田中南畝村に騒動が勃発する。地主側は大庄屋野崎家を先頭に藩権力と結んで抑え込みを計るが、小作人の反対運動も容易に屈しない。結局翌万延元年正月備中からの出作者が倉敷代官所へ訴願、同所より岡山藩へ善処の要望が出されて結着した。著者はこの騒動の与えた影響も含めて小作騒動の結果を確認される。すなわち(1)見取を高見にしないが地主六・小作人四の配分とする、(2)安政六年度の見取高は対前年一五％（銀札一〇貫余）増加となったが、未進高も二倍強（同二一貫増加）となった、(3)明治二年まで見取制継続、以後定免制の導入が計られる、(4)新しい小作人対策—早納免し米制・小作敷銀制確立（未進補填）・世話人制度確立、(5)地主取分の増加実現（安政五年二三％→文久三年四五％、小作人取分六〇％→四〇％→明治七・八年三〇％と減少）、地主経営の一定の定着、などである。

IV

第四章では「地主制創出」の画期となった地租改正と地主制の成立過程が検討される。

まず地主豪農層の藩政への参加とそれをめぐる対抗が解明される。幕末からの相次ぐ在方借上、慶応二年設立の融通方御用所、明治三年設立の岡山藩商社などを通じて積極的な役割を担った地主豪農層はそれらを通じて藩政に進出してゆき、ついに明治四年一月

「悪田畑改正」を藩庁に建議、実施せしめるに至る。これは従来加損米等が付与されていた悪田畑を「地味相当」の租税に改正し、入札のうえ「永年売払」うもので、結局地主豪農層が落札することによって彼らに利する所となった。そうしたことから備前山陽道沿いの五郡で世直し一揆が勃発する。里正・大里正が次々に襲撃されるが、その説諭・鎮撫の過程で提出された歎願書の内容は、悪田畑改正に対する難渋、「知事家禄十分一ノ上ハ貢米又十分一相納度事」など土地租税問題が中心であったとされる。

こうした地主豪農層の藩政（県政）進出は岡山県における地租改正の過程とそれをめぐる対抗を大きく規定づけるという点から、著者の分析は地租改正に進む。早期に土地丈量を済ませた岡山県のその後の展開は「大蔵省の方針をほとんど無視し、参事以下の県官と地主豪農層が一体となって独自の地租改正方針を立案実施しつづけた」とくにそれが集中的に現われたのが収獲地価の調査であった。県庁―惣代―村役人の一体化に立って租税の二〇万円減額の方針で進めた「農民的・地主的な地租改正プラン」は中央政府の拒否する所となる。政府の強硬策（反収一石七斗受入れか管内惣検見か）と、地主豪農層の抵抗とに挾撃された県庁の動搖はついに石部権令の免職に至る。後任の「鬼県令」高崎五六は県官更迭Ⅱ県庁人事の再編、稲刈場止めの敵達、目的額の受諾強要を断行し、県庁―地主豪農層―一般農民層の連合戦線を切り崩した。地主豪農層はこの「最も重要な決定的段階」に、自ら農民一揆Ⅱ豪農征伐Ⅱ世直しの危険を警戒恐怖し、全農民のエネルギーを結集できなかった（政府プランと地主制成立過程の研究）

ンと地主的プランとの対抗を深部において規定した農民的Ⅱ小作農的プランが存在）。かくして「絶対主義的政府プラン」が勝利した。

そこで寄生地主制成立過程が検討されるが、まず興除・福田両新田における状況が明らかにされる。この地帯に土地を所有する地主層は地租改正反対闘争を最も強力に闘ったとされるが、それは引米・未進の非解消、新田地帯における激しい増租などがその要因にあげられている。地租改正後の福田新田では、野崎家の場合三か年定免・検見引併用から明治一八年の小作料増額を経て、一九年の「請切小作制」（三か年定免・検見引なし）の確立に至る。興除新田では、明治八年地主層が集会を開いて小作料増額を決定し、小作人の抵抗を抑えながら小作証書を作成していった。同新田の寄生地主日笠家は、明治一〇年代引米を一定額に抑えることに成功、小作料実納率は八三・九九％を実現した。同一九年段階では小作地経営における地代徴収―米穀販売―再投資という再生産軌道は、高利貸活動による利金獲得によってかろうじて支えられるものであった。米価が上昇しはじめた同二三年頃、小作地収益が対地価収益率一〇％台を実現し、以降は右の再生産軌道が高利貸活動によって補充される関係から自立し社会的に定置されるようになった。

かくて著者は明治二三年頃に地主制が成立（確立）したとされる。その要点を今一度整理すれば(1)定免制導入による引米・未進の解消、野崎家「請切小作制」確立、(2)小作料増額の成功、(3)米価上昇による収益増大、(4)それにより地代徴収―米穀販売―再投資（土

地投資・農業外投資)の軌道が高利貸活動による補完から自立、社会的定置。これ以外に土地所有の動向として、小作地率上昇・大地主土地集積の基本的完了、自小作・小作農民が三分の二を越える農民階層構成の型の形成、などが含まれよう。これらの点で有元正雄氏の説に賛同されている。

第五章では確立した地主制が資本制生産の展開の中で「変貌」してゆく姿を、とくに地代の資本転化を通して検討される。

岡山県における工場設立は明治二六～三〇年の時期に飛躍的に激増しており、この時期を「資本制的生産が本格的・集中的に展開する画期(産業資本の確立)」とされる。とくに同県南部瀬戸内沿岸地域は、蘭草加工業の発展とともに有数の綿糸紡績業地帯として知られている所であり、また同時に小作地率が高く地主制が発達している地域でもある。それゆえ「すでに確立していた高度な地主制の中から、上からの資本主義化に沿って産業資本が生成しつつある」と指摘されるのである。このことは一方において地主層が取得した地代の企業投資という形をとって資本制生産の展開に対応していることを示すと共に、他方では地主制下の小作人層の賃労働者化が同時に絡み合っていることをも示すものであるとされる。

そして地主層の階層区分を、明治二五年児島郡の所得税納入者一覧表から考察される。第一・二グループ(所得五千元以上)は野崎家をはじめ星島・渾大防・野崎分家・日笠各家など大地主層、とくに渾大防家の如き下村紡績を創設・経営し積極的に産業資本家となつている者も存在する。第三グループ(所得千～五千元)はほぼ中

《書評》『日本地主制成立過程の研究』(勝部)

地主層(平均一八町弱)で、二七名中六名が製造業者。第四グループ(所得三百～千円)は小地主層(平均七町弱)で、マニユ・閨屋制家内工業主は圧倒的にこの階層であると推測されている。

そこで大地主各家の地代の資本転化の状況を明らかにされるが、有価証券投資の状況を中心に要点のみ見ておこう。星島家は明治二七年より大規模な投資を開始、とくに二九～三一年・三七～三九年に集中しており、地租重課・配当所得軽減という政府の租税政策に鋭敏に対応したとされる。同家は岡山農工・東兎両銀行と備前紡績の取締役に就任しており、また明治三〇年以降は市街地をも購入している。日笠家は、明治二九年味野紡績設立に参画し(三二年休業、四万円を損失)、三〇年には日笠銀行を設立している。野崎家は明治二〇年代後半政府公債を積極的に購入しているが、株式には慎重であった。日清戦争後台湾塩田へ進出している。梶谷家は明治二七年株式配当が小作料収入を凌駕しており、一貫して地元産業へ投資しているのが特色である。藤田家は明治二〇年以降土地集積が頭打ちとなり、余剰資金が有価証券へ投下されている。明治三七年の所有額面は三四万円余であり、さらに市街地の購入も進めている。

V

以上甚だ粗雑な紹介となつてしまった。しかし本書を読み通して何より感ずるのは、多年岡山県をフィールドに研究してこられた著者だけに史料を博搜された跡が随所から感じられることである。加えて史料引用は煩を厭わず極力全文を所載されようとしている点な

ど史料に対する著者の真摯な姿勢が窺えるように思う。

内容的にも第一―三章において非常に豊富な事例のなから安永―化政期の農民層分解、それと結びついた綿織物業・在方商業の展開、ブルジョアの発展の仕方に対する評価、藩専売制の失敗、新田における地主小作関係の生成など、重要な問題が提起されていると思われる。またここでは「近畿型」地主制たるの淵源が採られていると考えてよいだろう。

第四・五章においては地租改正の進行から紡績業など資本制の展開に至るまでの岡山県のもつ歴史的な位相が明確に描かれていてと言つてよい。さらに銘記すべきは、著者は地主制成立過程の画期を地租改正とされており、それ以前の地主制とは範疇が異なるという理解を示されているように思われる。それは多分、天皇制国家の階級の基礎となった地主制、別言すれば日本資本主義の基底となりえた地主制は、何よりも領主的土地所有が廃絶され土地の商品化が法認された体制ではじめて創出されるというように考慮されていることと思われる。この点では賛成である。ただ「地主的土地所有は封建制から資本制への移行期に成立する過渡的ウクライド」（一八四頁）という表現との関連が気にはなるのであるが。

そこで疑問に思われた点などを示して御教示を乞うことにする。

一つは地主制生成過程の段階区分の問題である。本書では宝暦・天明期から化政期に至る商品生産・流通の発展と安永―文政期の急激な農民層分解の進展とが対応させられている。この宝暦・天明期―化政期の間を大きく見るならば一つの段階として設定して差支え

ないとも考えられる。しかし、小倉織など織物業が寛政以降（特に一九世紀になって）発展するとすれば、それが農業の発展に与える規定性は如何であろうか。農民層分解の進展においても多少局面が異なるのではなからうか。その帰結が広汎な脱農化による地主・富農経営の危機であると考えられる。つぎに天保中期の物価変動（その内容は古くから問題にされているが）から天保改革に至る過程で地主制生成の過程が受けた規定が本書では必ずしも明らかではなかつたが、この時期における富農手作経営の停滞・縮小―寄生化と脱農化層の帰農―小作人化が考えられるのではないだろうか。かつ機業統制にも抱わらず発展してくる間屋制家内工業（八二―六頁）がそれと密接な関連をもつて以後の過程を形作るのではないだろうか。これはいわば地主制生成過程の第二段階と考えられるが如何であろうか。さらに加えるならば開港以降の過程である。これが明確な段階となるかどうかはわからないが、備前・備中の如く綿作・織物業が高度に展開しそれに伴って社会的分業も進展しており、かつ大坂市場にもリンクしていたとすれば、恐らく開港の影響があつたと思われる。しかし史料上の制約であろう、本書ではその辺が触れられていなかったもので、これ以上はないものねだりとなつてしまふだろうが（ただ例えば三五―六頁、備中浅口郡の寛政二年と明治八年との比較―大田茂弥氏の成果に依拠して、繰綿生産減少・木綿織の増大を「社会的分業の深化」とのみ評価されているが開港の影響はないであろうか）。

このような段階を設定してより豊富にしていくことは、地主制の

地租改正を起点とする成立過程との関連―単に法制的側面だけでなく、例えば高率小作料と余業Ⅱ低賃銀との相互規定関係の諸段階・画期など、内容的にどういふ点が継承されあるいは克服されたかを考えるうえで重要と思われるのである。

二点目は小さな事であるが、小倉物を扱う在方商人層が農民的商品生産を背景に出現しながら弘化・嘉永期に藩権力との付着を志向するとして領主側の要因とあわせて嘉永期の藩専売制実施を説明されるが、にもかかわらず生産者と商業資本との密接不離なる関係を主因とする抜け売りによって専売法が弛緩させられ失敗に帰せしめられるという事態とどう整合して理解すればよいのであろうか。つまりこの段階の在方商人は同じ性格をもつものとして一括できないと考えたらよいのであろうか(実綿・練綿流通における在方商人の問題も含めて)。

三点目は、「地租改正を起点とする原始的蓄積過程」(三一―一頁)という表現は地主制成立過程と原蓄の進行過程とが一致するということを示すのであろうか。それ以前原蓄の進行はないのであろうか。いずれにせよ右のような表現をとるならば、地主制の生成・形成を「ブルジョアの発展との関連の下にその起点をもとめる必要がある」(一八五頁)という指摘が無意味になってしまうのではないだろうか。

四点目は地主制の成立(確立)の問題で、その論点は専ら地主経営の動向と土地所有の動向に求めておられると言えらる。しかし小作人の経済動向も重要な論点であろう。というのは地主経営安定の指

標の一つとなっている小作料増額、日笠家明治一〇年代の引米の抑込み、野崎家「請切小作制」の確立、これら地主側の画策が実施されて小作人にどのような影響を与えたのであろうか。地租改正後から明治一〇年代において小作人の経済的地位にとくに発展があったとは認められない。とすれば地主側のかかる画策は、興除新田において明治八年小作料増額をめぐって現われた小作人の拒否の動き(三二九―三四頁)にとどまらず、表面に現われない鋭い緊張関係を作り出しているのではないだろうか。そうであるとすれば地主経営安定のための画策が実は必要以上の緊張関係を作っていることになる。これは余業収入の増大が実現すれば相対的に緩和するであろう。つまり明治二三―四年から始まる企業勃興(とくに二〇年代後半、三九三頁表V―1)によって余業機会の増大Ⅱ余業収入の増大が実現し、小作人の経済的な相対的安定が可能となって地主側の画策がはじめて安定したと言えるのではないだろうか。換言するならば、高率小作料と低賃金の相互規定関係の広汎な成立(急激な量的拡大Ⅱ質的画期)を地主制成立(確立)の重要な論点として組み込むべきと思われるのである。

VI

ほかにも新田地帯の特殊性をどう考えるか、福田新田に発生した地主制形成期の小作騒動の歴史的意義、地租改正反対闘争の過程に世直しの要素を求めることが妥当かどうか、などあるのであろうが、紙数も尽きてしまった。

△書評▽『日本地主制成立過程の研究』（勝部）

しかしともあれ、近世中期から明治中期に至る過程を真正面に据えて、地主制の生成・成立過程とそれをめぐる対抗を描かれようとした試みは非常に大きな意義があると思われるし、そこに提起された問題は今後他地域の事例とも合わせて検討してゆかねばならないだろう。

評者の浅学ゆえの誤読・曲解・読み落としの多いことを恐れるばかりである。著者の御海容をお願いする次第である。

（福武書店、昭和五六年二月発行、A5、四六四頁、一一、〇〇〇円）